別添

（仮称）北海道（道北地区）ウィンドファーム豊富

環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

令和２年６月

Looop リニューアブルエナジー合同会社

目 次

第１章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧 1
１．環境影響評価準備書の公告及び縦覧 1
(1) 公告の日 1
(2) 公告の方法 1
(3) 縦覧場所 2
(4) 縦覧期間 2
２．環境影響評価準備書についての説明会の開催 3
(1) 公告の日及び公告方法 3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数 3
３．環境影響評価準備書についての意見の把握 3
(1) 意見書の提出期間 3
(2) 意見書の提出方法 3
(3) 意見書の提出状況 3
第２章 環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する当社の見解 4

第１章　環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1.　環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 16 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及びその要約書を公告の日から起算して１ヶ月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和元年 12 月 4 日（水）

(2) 公告の方法

①　日刊新聞による公告【別紙１参照】

下記の日刊紙に「公告」を掲載した。

- 令和元年 12 月 4 日（水）付　北海道新聞（朝刊）
- 令和元年 12 月 4 日（水）付　日刊宗谷（朝刊）

②　インターネットによるお知らせ【別紙 2～5 参照】

令和元年 12 月 4 日（水）から、下記のホームページに「広告」を掲載した。

- 北海道のホームページ
- 稚内市のホームページ
- 豊富町のホームページ
- 株式会社 Looop のホームページ

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 5 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- 豊富町役場
  北海道天塩郡豊富町大通六丁目（一階　ロビー）
- 豊富町定住支援センター
  北海道天塩郡豊富町字豊富東一条六丁目
- 北海道宗谷総合振興局
  北海道稚内市末広四丁目二番二十七号（二階　保健環境部環境生活課）
- 稚内市役所
  北海道稚内市中央三丁目十三番十五号（二階　環境水道部環境エネルギー課）
- 稚内市役所　生活福祉部　沼川支所
  北海道稚内市大字声問村字沼川

② インターネットの利用による縦覧【別紙 2 参照】

・ 株式会社 Looop のホームページ

(4) 縦覧期間

・ 縦覧期間：令和元年 12 月 4 日（水）から令和 2 年 1 月 6 日（月）まで
（土・日曜日および祝祭日を除く）

・ 縦覧時間：午前 9 時から午後 5 時まで
（豊富町定住支援センターは施設の開館時間・開館日に準じる）

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。また、環境影響評価準備書については、意見書提出期間の 1 月 20 日（月）までインターネットの利用により閲覧可能とした。

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法【別紙 1～4 参照】

説明会の開催公告は、準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

・開催日時：令和元年 12 月 6 日（金）11 時 00 分～13 時 00 分
・開催場所：豊富町有明会館　（北海道天塩郡豊富町大字有明）
・来場者数：9 名

・開催日時：令和元年 12 月 6 日（金）15 時 00 分～16 時 00 分
・開催場所：豊富町定住支援センター会議室　（北海道天塩郡豊富町東一条六丁目）
・来場者数：0 名

・開催日時：令和元年 12 月 7 日（土）10 時 00 分～12 時 00 分
・開催場所：稚内総合文化センター会議室　（北海道稚内市中央三丁目）
・来場者数：2 名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、環境保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

回収ボックスへの投函：令和元年 12 月 4 日（水）～令和 2 年 1 月 6 日（月）まで
郵送・メールによる提出：令和元年 12 月 4 日（水）～令和 2 年 1 月 20 日（月）まで
（郵送による意見の受け付けは当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法【別紙 6 参照】

環境保全の見地からの意見については、以下の方法により受け付けた。

① 縦覧場所に設置した回収ボックスへの投函
② 株式会社 Looop への書面の郵送、電子メール

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は 7 通であった。

第 2 章　環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する当社の見解

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、準備書について、環境の保全の見地から提出された意見は 7 件であった。準備書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見書 1

No.	意見	事業者の見解
1	実質 2.5km 範囲（横）に 8 基はかなりこみ入ってますね。希少猛禽類には危険が伴うのではと思われます。それと TV 受信波の影響は出ていますが、ラジオ受信波は調査されたのでしょうか。私は平日オトンルイの風車群の横を週 5 日通りますが、カーラジオに影響があります。何波が影響しているのかわかりませんがこの辺の調査も必要と思います。	希少猛禽類への影響については、利用頻度の高い飛翔ルート等からできる限り離して風車の配置を検討するとともに、対象事業実施区域近傍に過年度に確認された営巣地からできる限り風車との離隔を設けることで、影響を回避・低減できるように努めてまいりました。また、夜間に衝突・誘引する可能性を低減するため、ライトアップは行わず、航空法上必要な航空障害灯については、鳥類を誘引しにくいとされる閃光灯を採用する方針です。 周辺地域において、テレビ電波受信の調査は行っているものの、ラジオ電波受信についての調査は行っておりません。テレビ電波受信は、周辺地域において、遮蔽障害及び反射障害が生じる可能性は低いものの、一部地点においてフラッター障害となる可能性があると予測されており、ラジオ電波受信についても同様の可能性があります。このことから、本事業の実施に伴い、何らかの重大な障害が発生した場合には、専門家からのヒアリング等を行い、適切な受信対策を実施致します。

意見書 2

No.	意見	事業者の見解
2	私は有明地区に隣接する地区で酪農を営んでいます。風力発電機設置には大反対です。その理由は人や家畜が生活する近くにおいて自然環境破壊、健康被害が長期的におびやかされることが間違いなく想像されるからです。安全なものであるなら考慮すべきであるが、各地いろんな被害の話が出ている以上大反対である。	風力発電機による人の健康影響や家畜への影響との直接的な因果関係については明らかとなっていないものと認識しておりますが、同時に、弊社では地域の生活・自然環境への配慮については事業を行う上での最重要課題と考えております。当該地域の事業計画にあたっては、環境影響評価等を踏まえて、可能な限りの環境配慮を行い、地域との共存・共栄を目指してまいります。

意見書 3

No.	意見	事業者の見解
3	■縦覧方法 環境影響評価図書の公開、一般住民への説明、事業に対する理解が不十分なため、事業実施後に混乱が起こる可能性があります。 1.周知 環境影響評価図書の縦覧・住民説明会の開催・意見書募集の周知は、貴社のホームページに限らず、回覧やポスター掲示、チラシ配布、関係機関の HP 上掲載などの協力を得ることで、より多くの人に周知するよう努力すべきです。豊富町のホームページに掲載されていましたが、トップページではなかったため、一般町民の目にとまる機会はほとんどなかったと思われます。次回からはトップページのお知らせに掲載してもらうようお願いすべきです。	図書の縦覧・説明会の開催にあたっては、弊社ホームページのみならず、地元紙 2 紙での公告、豊富町を含めた関係自治体ホームページでの告知を行い、広く周知に努めました。また、住民説明会も、豊富町及び稚内市において 2 日間に渡り計 3 回開催させて頂くとともに、地域の皆様の参加のし易さを考慮して、土曜日の開催を計画しました。今後も公表資料などにつきましては、できる限り皆様の目にとまるように、関係自治体ホームページ掲載箇所の働きかけなどに努めてまいります。
4	2.閲覧方法 図書は縦覧期間や縦覧場所が限られており、インターネット上の閲覧ではダウンロードや印刷ができず、可能な操作が限られていて非常に閲覧しづらいです。数百ページもある環境影響評価図書を縦覧場所や PC 上のみで閲覧しながら、または縦覧場所で図書を確認しながら意見書を作成することは現実的な方法ではありません。図書の内容が実際と齟齬がないか精査することは、環境影響評価の信頼性を確保するうえで極めて重要です。このため閲覧期間に限らず地域の図書館などで図書を常時閲覧可能にし、遠方に在住の方向けに随時インターネットで閲覧・ダウンロード・印刷可能にすべきです。オトンルイの建て替えの環境影響評価では配慮書・方法書などの図書の閲覧がインターネット上で縦覧期間に限らず常時閲覧可能となっています。地域住民との合意形成を図るためには、透明性と情報に関する公平性が不可欠です。	今回の環境影響評価準備書はまだ最終確定段階でなく、環境保全の見地からの意見書作成という目的以外での利用を防止するため、弊社ホームページによる公表は意見書提出期間までとし、コピーや印刷は不可とさせていただきました。
5	3.住民説明会 公告から住民説明会までの期間が 2 日間しかなく、住民が図書縦覧を知り、図書の内容を確認する時間が十分にありませんでした。説明会は多くの住民が参加しなければ開催する意味がありません。以後は公告から説明会までに十分な期間を空けて行うべきです。	今回の環境影響評価準備書の住民説明会の開催にあたっては、弊社ホームページのみならず、地元紙 2 紙、関係自治体ホームページでの告知を行い、広く周知に努めました。開催日についても、地域の方とも事前に相談の上、決定しましたが、会場の都合等もあり、公告から説明会の開催までの期間が短くなってしまいました。今後、地域の方などに様々な場面で説明する機会があるかと思いますが、開催周知から開催までの期間を十分に設けるように努めてまいります。
6	■植物 6 号機周辺の改変工事によりエゾナミキソウの生育環境が失われることが予測されるため、設置箇所を移動するべきです。移動が難しい場合は代償措置を行い、事後調査で生息調査を行うことより改変状況等を確認するべきです。	今後、詳細設計を行う上では、作業道の拡幅及び作業道の作業ヤード造成に係る範囲の見直しを行うことにより、希少植物の生育地改変の回避を検討いたします。万が一、回避が困難な場合には、移植等の保全措置を実施いたします。また、移植後の生育状況等について事後調査を行って確認いたします。

7	■鳥類 1.海ワシ類（オジロワシ・オオワシ） （公財）日本野鳥の会の調査によると、11 月から 12 月にサケが遡上する稚内市の増幌川に滞在した海ワシ類が、河川が凍結してサケが獲れなくなる 12 月下旬頃に多く南下することが明らかになっています（調査結果は御社に提供済み）。その結果によると、海ワシ類は直線的に南下する御社の 11 月上旬頃の結果とは若干異なり、やや旋回し時にはタカ柱を形成しながら、少し滞在しつつ移動し、より 7-8 号機に近い上空を移動経路として利用していることが明らかになりました。日本野鳥の会の結果では海ワシへの影響が御社の結果より大きくなっていることが予測されます。この結果を踏まえて、海ワシの渡り経路を阻害しないように風車の位置を西に移動させるべきです。	海ワシ類への影響については、利用頻度の高い飛翔ルート等をできる限り除外して風車の配置を検討することで、影響を回避・低減できるように努めてまいりました。今後、詳細設計を行う上では、更に西側に移動できないか、検討してまいります。
8	2.チュウヒ 図書の図の縮尺が小さいことが原因で、繁殖地周辺におけるチュウヒの動きが非常に確認しづらいので拡大図を追加すべきです。平成 30 年の飛翔軌跡は、月別の記録が載せられていないため判断が難しいですが、繁殖していない平成 29 年の飛翔軌跡と比較しても明らかに飛翔軌跡が多く集中しているため、実際には繁殖していた（もしくは途中で失敗した）可能性があります。今後も繁殖や餌場として利用する可能性があるため、チュウヒの巣に近い 4 号機と 5 号機、中央部のヤードの位置を巣から十分に離れた位置に移動すべきです。Senzaki et al. （2017）によると工事箇所から 2km 以内で繁殖に負の影響が出るとされています。工事の際には監視員としての調査員を立てたうえで、チュウヒの繁殖や採餌場としての利用に影響がないか細心の注意を払いながら行うべきです。	ご指摘のとおり、チュウヒは平成 30 年度には繁殖兆候までは示したが、繁殖しなかったのではないかと考えています。平成 28 年度の鳥学会において、北海道北部での生息するチュウヒが同一個体であっても繁殖エリアを変える事例等も報告されており、本事業地周辺においても、つがい交代なども含めて、同じようなことが起こった可能性もあると考えられます。 拡大図でのチュウヒ飛翔ルート表示については検討いたしますが、本飛翔図については、希少生物に係る非公開情報を含んでいるため、基本的には公開は差し控えさせて頂きたいと思います。 なお、チュウヒについては、採餌場としての利用は継続して確認されており、また、再び営巣する可能性があることから、工事実施前から事後調査を実施し、万が一、営巣が確認された場合には専門家の意見等を踏まえて、継続の要否を判断致します。
9	■両生類 6 号機周辺の改変工事によりエゾサンショウウオの繁殖環境であるヨシ湿原が失われることが予測されるため、設置箇所を移動するべきです。移動が難しい場合は代償措置を行い、事後調査で生息調査を行うことにより生息環境が残っているか等を確認すべきです。	6 号機周辺においては、工事開始前に自主的なモニタリング（環境監視）を行い、万が一、改変域にエゾサンショウウオ（個体、卵嚢）が確認された場合には、移植等の環境保全措置を実施いたします。
10	■景観 サロベツ湿原センターの西側にある旧ビジターセンター付近はサロベツの国立公園を代表する景観が見られる場所です。海岸方向の利尻山だけでなく、海岸方向から車で移動してきた際に東側の円山方向に広がる広大な空間が魅力の場所です。風車の建設によりこの円山のスカイラインの上から突き出した風車群が累積的に水平見込み角 7.2 度の範囲で見えることになり、サロベツ国立公園の資質である雄大な景観が大きく損なわれことが懸念されます。現状でも天気の良い日は旧ビジターセンター付近から有明よりも遠く離れた既存のサラキトマナイ風車やオ	ご意見のとおり、事業地の周辺には、国立公園を代表するサロベツ原野などの素晴らしい自然があり、本事業においてはこれらの環境やそこから見る景観への影響を適切に予測・評価して、影響を可能な限り回避・低減しました。色彩は、周辺景観との調和を図るため、風力発電機を明灰色に塗装する方針です。また、樹木の伐採を最小限とし、造成により生じた切盛法面は地盤の状況に応じた適切な緑化を行い、植生の早期回復を図ります。

	トンルイの風車群が見えるため、サロベツ湿原センターの管理委託を受けているサロベツ・エコ・ネットワークとしては、サロベツ国立公園の景観が損なわれていると感じています。この状況で、さらに近い場所における風車の建設は景観のさらなる悪化だけでなく、観光資源への影響も懸念されます。その景観を保全するために、スカイラインから突き出た風車の建設は避けるべきです。 豊富温泉の北側に広がる大規模草地は独特の丸みを帯びた丘が連なる周氷河地形上に造成された牧草地です。大規模草地の周りには巨大な人工物がない周氷河地形上の牧草地が広がっています。ここは牧草地として利用されているだけでなく、豊富温泉に近いので豊富町の観光の拠点としても利用されてきました。豊富市街地からはサイクリングロードが大規模草地までつながっており、独特の景観を保全するために、送電線を地下に埋め込むなどの特別な配慮が行われてきました。この独特の景観を求めて、全国から多くの人が訪れ、想像していたような北海道の牧草地の風景であるとして高い評価を受けています。例えば、2016 年に開催された韓国人のモニターツアーで道北地方を周遊した結果、最も印象に残った場所が大規模草地でした。毎年多くのバイクや自転車乗りが、大規模草地を訪れます。稚内市の宗谷丘陵にも北海道遺産に指定された周氷河地形はありますが、すでに多くの風車が建設されているため、巨大な人工物がない景観ではなくなっています。このため、大規模草地はしばしば歴史映画の戦場ロケ地となっています。撮影に訪れた映画製作会社の人は日本にもこのような景観が残っていたことに驚いていました。その美しい景観を利用して自転車レースのスタート地点とゴール地点として毎年利用されています。2009 年のツールド北海道では大規模草地がコースとして利用されました。大規模草地は日中だけでなく、星空の観察地としてとしても利用されています。以上から大規模草地から水平見込み角 16.3 度の範囲で風車が累積的に見えることにより巨大建築物がない景観が大きく損なわれ、航空灯により夜間の星空観察にも影響が出ることにより、観光資源が損なわれる可能性があります。以上から大規模草地からの景観を損なう風車の建設は避けるべきです。 景観は環境影響評価で垂直見込み角のみによって評価されていますが、この地方では広々とした風景そのものに価値があるため、圧迫感の有無による評価基準は合いません。視認可能な垂直見込み角 1 度以内では何本並んでいても 1 本でしか評価されないという判断基準では地域の景観の価値を適切に評価することができません。風車は水平に複数が並んでいると一体のものとして見えるため、1 本 1 本の高さではなく、ローターを含む球形としての累積的な風車全体水平見込み角によって評価すべきです。景観の評価は古い一つの指針に依存するのではなく、地元観光業者や自然保護団体などから意見を聞きながら、協議会などで議論をし、地域の環境と意向を十分に考慮したうえでその影響を評価すべきです。	なお、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」（環境省、平成 25 年 3 月）において、垂直見込角が 0.5° 以下であれば、気象条件や太陽光線の状態等によっては視覚的に判別しにくい（見えにくい）状況になるとしています。サロベツ湿原センターからの風車の見えの大きさ（垂直視野角）は 0.5 度程度と予測され、影響は小さいものと考えております。

11	■累積的影響の評価 現在稼働または計画されている周辺の他事業者との累積的影響について評価すべきです。	環境影響評価準備書作成段階において、周辺事業者に対し予測条件等の依頼をしましたが、検討段階であるとの理由から入手できませんでした。そのため、準備書段階では累積的影響を考慮していない状況となっています。 一方、昨今、近接事業の環境影響評価書も公告・縦覧されたことから、今後は、再度関係機関と協議の上、改めて累積的な影響の実施について検討いたします。
12	■協議会 これらの調査結果の評価は、野鳥保護団体や地元の団体・観光関係者・地元自治体などを含めた開かれた協議会の場で行うべきです。	環境影響評価の内容については、広く皆様に公開するとともに、地域の皆様にも順次ご説明を行って、意見聴取を行っております。他の事業者が設置する協議会等についても、今後、可能な限り情報収集に努めてまいります。

意見書 4

No.	意見	事業者の見解
13	■コウモリ類について 欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。 国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。 このことを踏まえて環境保全の見地から、本準備書に対して以下の通り意見を述べる。 なお、本意見はそれぞれが関連していることから集約・要約しないこと。	ご指摘のとおり、風力発電機によるバットストライクは国内でも報告があることから、起こり得る事象であることは、十分に認識しております。これらの認識の下、コウモリ類については、専門家に助言を頂きながら調査・予測・評価を実施しております。 なお、本資料では、ご意見の内容は要約せずに、全文を記載しました。
14	1. 事業者はＰ295 において「予測評価に関しては、現地調査での捕獲状況や専門家等の助言を得ながら、適切に環境影響評価の予測及び評価を行うこととしています」と述べているが、準備書作成段階でコウモリ類の専門家にヒアリングを行わずに予測評価を行った理由を述べること。	準備書作成段階においても、予測及び評価、環境保全措置の内容等について、北海道のコウモリ類に精通した専門家へのヒアリングを実施しております。
15	2. Ｐ570 からの調査結果において、バットディテクターを用いた 2 手法の調査結果は、その調査意義から地点別日別に図示する必要がある。	バットディテクターを用いた長期間調査では、対象事業実施区域周辺でバットディテクターの自動録音を行い連続観測しております。 一方、高高度調査では、概ねの風車位置選定を行い、その近傍において高高度に一晩バットディテクターを設置して調査を行っております。 また、調査結果は地点毎に示すとともに、長期間調査については月毎の結果を資料編に示しております。高高度調査の調査結果も調査回毎にわかるように、評価書において訂正いたします。
16	3. Ｐ630 の図は非常に見にくいため、捕獲と音声の結果に分けるべきである。	コウモリ類については、確認方法（捕獲及び音声）がわかるような図に、評価書において訂正いたします。

17	4.事業者はP296 の「バットディテクター自動録音法について」の「②解析された記録は、時期・時間帯、気象条件との関連を示すこと」に対する見解において「ご意見を参考に準備書以降においては、分かりやすく明確に記載するよう努めます」と記載しているが、分かりやすい記載がない、自らに見解通りに示すべきである。	バットディテクター自動録音によるコウモリ類の確認状況と気象条件等との関連について、評価書において、別図のような図を示して、分かりやすく記載いたします。
18	5.捕獲調査における「ホオヒゲコウモリ属の一種」が同定できなかった理由を記し、その個体の同定根拠となる部位の写真、計測値、音声データを示すこと。	捕獲調査で、ハープトラップ内にコウモリ類が落ちてから、すぐに逃げ出したため、目視による確認となっており、その特徴からホオヒゲコウモリ属の一種としました。評価書においては、目視による確認に訂正いたします。
19	6.捕獲されたにもかかわらず、コウモリの種が同定できない業者には環境影響評価を委託するべきではない。委託先はP1099 の「日本工営株式会社（有本龍二）」および「ユニオンデーターシステム株式会社（前澤央所）」で間違いはないか。	ホオヒゲコウモリ属の一種とした理由については、前述のとおりです。環境影響評価の委託先は「日本工営株式会社」および「ユニオンデーターシステム株式会社」で間違いございません。
20	7.「ホオヒゲコウモリ属の一種」は直ちに種同定を行い、予測評価をやり直すこと。先般公表された「上ノ国第二風力発電事業（電源開発株式会社）」の環境影響評価書では、準備書以降においても「ヒナコウモリ科の一種」とした不明種で扱い、評価書においてそれが「コヤマコウモリ（環境省絶滅危惧種）」であったことを個体確認から約2年後に公表した。このように種の同定能力の低さは環境影響評価の信頼性を損なうものである。	ホオヒゲコウモリ属の一種とした理由については、前述のとおりで、評価書においては、目視による確認に訂正いたします。
21	8.P745 からの各コウモリ類の「ブレード・タワー等への接近・接触」の影響予測において、「フェザーモードを実施することから、コウモリ類の飛躍が多くなる弱風時における影響は小さいものと予測する」と記載されているが、具体的な弱風速値、カットイン風速値を示すこと。	表 2.2-7 に示すとおり、本事業の風力発電機のカットイン風速は、3.0m/s を予定しております。現地調査結果等から、コウモリ類の飛翔が 3.0m/s 以下において多くなることが明らかとなっており、これらの結果から、一定の風速以下において、風車の羽を動かさないフェザーモードを採用することで、コウモリ類に対する環境保全措置になり得るものと考えております。
22	9.P745 からの各コウモリ類の「ブレード・タワー等への接近・接触」の影響予測において、「フェザーモードを実施することから、コウモリ類の飛躍が多くなる弱風時における影響は小さいものと予測する」と記載されているが、本調査の結果から風速別のコウモリ類の出現状況を示す必要がある。	現地調査結果等から、コウモリ類の飛翔が 3.0m/s 以下において多くなることが明らかとなっており、これらの結果から、一定の風速以下において、風車の羽を動かさないフェザーモードを採用することで、コウモリ類に対する環境保全措置になりうるものと考えております。前述のとおり、コウモリ類の確認状況と気象条件等との関連については、評価書において、別図のような図を示して、分かりやすく記載いたします。
23	10.P745 からの各コウモリ類の「ブレード・タワー等への接近・接触」の影響予測において、「フェザーモードを実施することから、コウモリ類の飛躍が多くなる弱風時における影響は小さいものと予測する」と記載されていることについて、これは保全措置の結果ではないのか。	ご指摘のとおり、フェザーモードの実施が、環境保全措置の一つと考えております。記述は、コウモリ類の飛翔が多くなる弱風時において、環境保全措置としてフェザーモードを実施することで、影響は小さくなる旨を予測した意味合いで記述しております。
24	11.事後調査報告書は期間を定めずに公表すること。	事後調査報告書については、法令に基づいて適切に対応いたします。

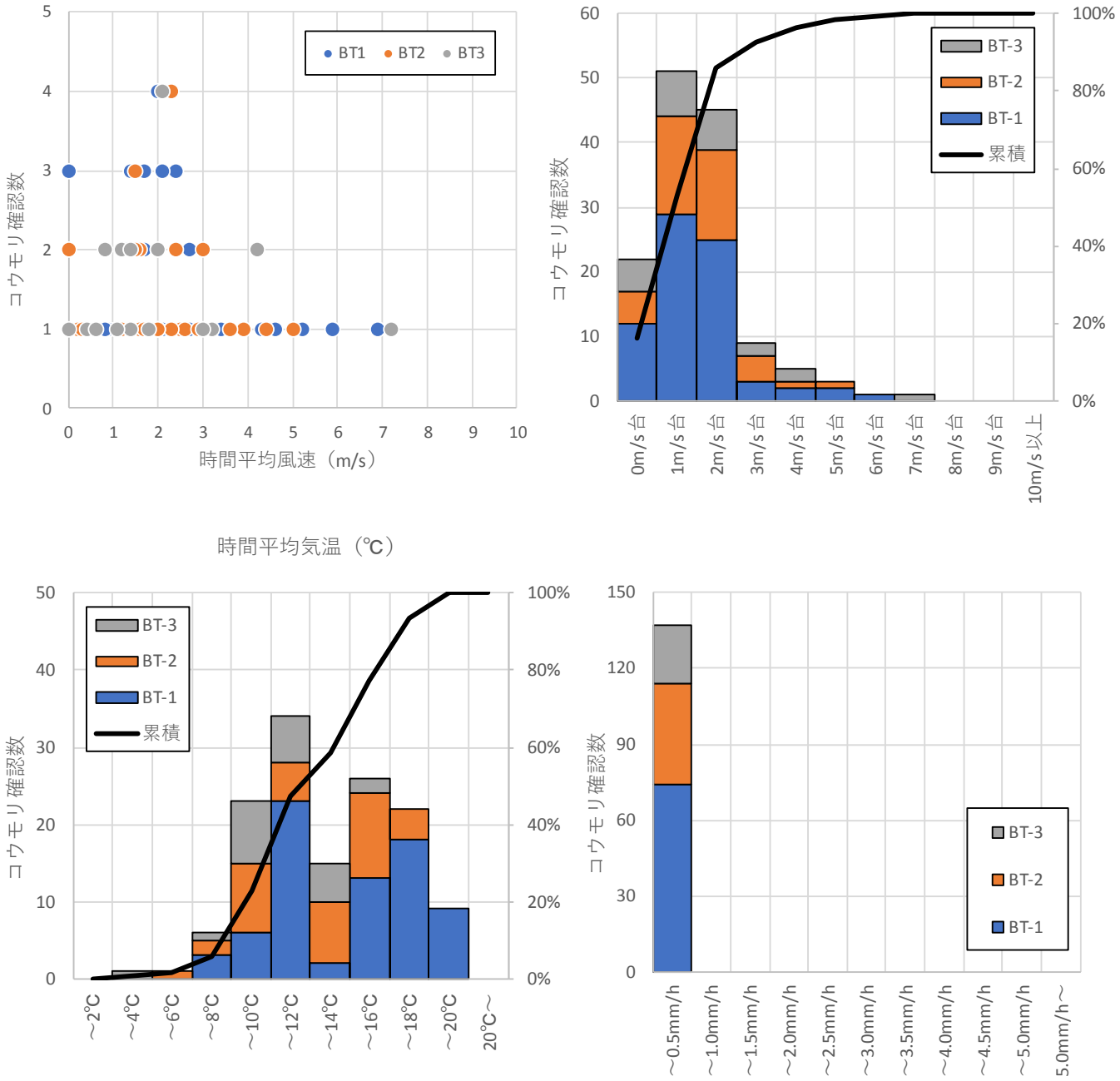

（コウモリ確認数は BT1～3 の 3 地点の合計で表した）

別図　コウモリ類の確認状況と気象条件等との関連

意見書 5

No.	意見	事業者の見解
25	動植物への影響について、不確実性を伴うという評価があり、また、人体や家畜等への影響についても安全性が確保されないなかでの風車建設には大きな不安を感じる。景観についても、主要な眺望点の眺望景観に与える影響は小さいとしているが、風車は、人工物の少ない現地の魅力的風景を損なう建造物であり、風車の大きさに対し、住宅等からの距離が十分に確保されておらず、人によっては不快感を持つものである。本事業により地域や町民が何らかの被害を受けた場合の保障は何もない。現在住まう地域住民にとってはもちろんのこと、今後地域の未来を担う世代や新規就農等で移住しようとする若い世代に対し配慮に欠ける事業である。本事業に関し、地域住民及び町民に対する情報開示がわかりにくく、かつ不便である。結果として事業者は一部町民の意見しか得ることができず、説明会もかたちだけのものと感じる。以上をふまえ、事業者には今一度、この地域への風車建設が適正かどうか熟慮していただきたい。	風力発電機による人の健康影響や家畜への影響との直接的な因果関係については明らかとなっていないものと認識しておりますが、同時に、弊社では地域の生活・自然環境への配慮については事業を行う上での最重要課題と考えております。 また、景観について、色彩は、周辺景観との調和を図るため、風力発電機を明灰色に塗装する、樹木の伐採を最小限とし、造成により生じた切盛法面は地盤の状況に応じた適切な緑化を行い、植生の早期回復を図るなど、主要な眺望点、身近な眺望点からの眺望景観への影響を適切に予測・評価して、影響を可能な限り回避・低減しました。 当該地域の事業計画にあたっては、環境影響評価等を踏まえて、可能な限りの環境配慮を行い、地域との共存・共栄を目指してまいります。

意見書 6

No.	意見	事業者の見解
26	超低周波音の人体への影響については、今だに不確実な要素が多くある。また事業主側の認識としても「確実に安全だとは言い切る事はできない」との現状の中で、このまま事業を押し進める事は、周辺住民の健康に深刻な結果をもたらす恐れがあるのではないのか。何故、これほどまでに民家に接した距離において、この事業を行う必要があるのかについての説明が不足している印象を拭えない。また、風車建設の工事用資材の運搬ルート沿いには、小さい子供のいる民家が存在する。その道路は幅 5m の細い町道である。小さな子供が付近で遊ぶ至極狭小な道路を、重量物を積載した大型車両が日に何十台も通過するのは健全な状態とは言えないだろう。風車建設予定地の内、そのいくつかは 100m程の丘の上になる計画とある。その丘に風車自体の高さを加えると実に 250mに迫る大きさとなり、地上から見上げる時には、正に上空から覆い被さるようになる。民家から数百メートルの距離にこれだけの、しかも稼働する構造物を建てることは、周辺住民の生活圏の景観・眺望に多大な影響を与える事は疑う余地のない事だ。風車の影について、その影響が確認された場合は、カーテンやブラインド、植樹などで対応とあるが、何故周辺の住民が、自然の太陽光を遮られた生活を強いられるのか疑問である。私自身、再生可能エネルギー事業の推進には大いに賛成である。しかしながら、地球の自然を保護し、人間の生活の質を向上させるべきであるそれ自体が、野生の自然に負の影響を与え、住民の生活に影を落とすものであってはならないと思う。事業主には、建設予定地の精査を今一度お願いしたい。	風力発電機からの超低周波音の影響については、ISO-7196 に示される「超低周波音を感じる最小音圧レベル」を下回っているという環境影響評価の結果等から影響は小さいと考えておりますが、風力発電機による超低周波音の人体への健康影響との直接的な因果関係については明らかとなっていないものと認識しております。 工事用車両の走行については、地域の意向等を可能な限り踏まえ、地域が安心できる工事計画を作成するとともに、工事関係者にも環境配慮を十分の行うように周知するなど、安全対策を徹底します。 景観については、色彩は、周辺景観との調和を図るため、風力発電機を明灰色に塗装する、樹木の伐採を最小限とし、造成により生じた切盛法面は地盤の状況に応じた適切な緑化を行い、植生の早期回復を図るなど、主要な眺望点、身近な眺望点からの眺望景観への影響を適切に予測・評価して、影響を可能な限り回避・低減しました。 風車の影についても、指針値を下回っているという環境影響評価の結果等から影響は小さいと考えておりますが居住宅の計画地側には中高木の常緑樹や 2 階建高さの倉庫等が位置し、影響はより低減されると考えています。

26		弊社では地域の生活・自然環境への配慮については事業を行う上での最重要課題と考えております。地域の方々とは、今後もコミュニケーションを密にとりながら真摯に対応していきたいと思います。

意見書 7

No.	意見	事業者の見解
27	1.本事業者（Looop リニューアルブルエナジー合同会社と委託先である「日本工営株式会社」及び「ユニオンデーターシステム株式会社」が、コウモリ類の保存措置として、カットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）以下のフェザーモード（ブレードは風を受け流す向きとなること）を実施することは評価される（P845）。しかし、保全措置の検討過程において不適切な記載がある。以下の指摘をふまえ、保全措置を追加・検討すること。	ご意見、ありがとうございます。現地調査結果等から、コウモリ類の飛翔が低風速域において多くなることが明らかとなっており、これらの結果から、一定の風速以下において、風車の羽を動かさないフェザーモードを採用することで、コウモリ類に対する環境保全措置になり得るものと考えております。
28	2.本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速以下であってもブレードは回転するのか？	表 2.2-7 に示すとおり、本事業の風力発電機のカットイン風速は、3.0m/s を予定しております。このカットイン風速以下においては、フェザーモードを採用する予定で、羽が並行になり、ブレードはほとんど回転しないことにはなりますが、自然の風や惰性等によって回転してしまう場合もございます。
29	3.本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速を任意に変更できるのか？	メーカーにもよりますが、基本的にカットイン風速を変更することは可能です。今後、風力発電機メーカー等とも相談の上、カットイン風速等の弾力的運用について検討してまいります。
30	4.本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速以上の弱風時にフェザーモード（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を実行できるのか？	メーカーにもよりますが、基本的にカットイン風速以上の風速でも、羽を並行にしてほとんど回転させないフェザーモードとすることは可能です。 ただし、本事業では、現地調査結果等から、コウモリ類の飛翔が 3.0m/s 以下において多くなることが明らかとなっており、これらの結果も踏まえ、風力発電機のカットイン風速を、3.0m/s とする予定です。
31	5.風速とコウモリの活動量の相関を示すこと。 本事業は風力発電事業だが、「風速とコウモリの活動量の相関」を一切記載しない合理的理由を述べよ。	前述のとおり、コウモリ類の確認状況と気象条件等との関連については、評価書において、別図のような図を示して、分かりやすく記載いたします。
32	6.コウモリ類の保全措置として、「カットイン風速（3m/s）以下」のフェザーモードだけでは足りない。なぜならコウモリは風速 3m/s 以上でも活動しているからだ。よって、コウモリの保全措置として、コウモリの活動量が多い風速も「フェザーモード」を行うこと。	現地調査結果等から、コウモリ類の飛翔が3.0m/s以下において多くなることが明らかとなっており、これらの結果から、風速3.0m/sにおいて、風車の羽を動かさないフェザーモードを採用することように設定いたしました。 なお、施設の稼働によるコウモリ類への影響の予測については、不確実性を伴うため、環境影響評価準備書に記載したとおり、事後調査においてバットストライクの有無を確認し、環境影

		響の程度が著しいことが明らかになった場合は、専門家の助言等を得て、状況に応じた更なる効果的な環境保全措置を講じる予定です。
33	7.「3m/s」とした科学的根拠を述べよ。 事業者は、コウモリ類の保全措置としてカットイン風速以下の風速時にのみ保全措置(フェザーモード)を行うという。 風力発電機のカットイン風速は 3m/s とある。(P53)。つまり、本事業においてコウモリ類の保全措置の閾値（コウモリ類保全にとって最も重要な論点）は「3m/s」ということだが、事業者が閾値を「3m/s」と決定した科学的根拠を述べないかぎり、それは事業者の「主観」に過ぎない。 コウモリ類の保全措置の閾値は、事業者が恣意的(主観的）に決めるべきではない。なぜなら、仮に保全措置を「主観で決めることが可能」、とすれば、アセス手続きにおいて科学的な調査や予測など一切行う必要がないからだ。	現地調査結果等から、コウモリ類の飛翔が 3.0m/s 以下において多くなることが明らかとなっており、これらの結果から、風速 3.0m/s において、風車の羽を動かさないフェザーモードを採用することように設定いたしました。 なお、施設の稼働によるコウモリ類への影響の予測については、不確実性を伴うため、環境影響評価準備書に記載したとおり、事後調査においてバットストライクの有無を確認し、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、専門家の助言等を得て、状況に応じた更なる効果的な環境保全措置を講じる予定です。
34	8.「3m/s」とした科学的根拠を述べよ。 事業者はコウモリ類の保全措置としてカットイン風速以下の風速時にのみ保全措置（フェザーモード）を行うという。 本準備書に解析結果が記載していない（あるいは恣意的に隠している）ので分からないが、他事業の結果より類推すると、対象事業実施区域のコウモリ類が「3m/s よりも速い風速」で活動している可能性は高い。 仮に事業者が「適切な保全措置」を実施するならば、科学的根拠、つまり「バットディテクター自動録音調査（高高度調査）の結果」を踏まえ、専門家との協議により「保全措置の閾値」を決めるべきではないのか。	現地調査結果等から、コウモリ類の飛翔が 3.0m/s 以下において多くなることが明らかとなっており、これらの結果から、風速 3.0m/s において、風車の羽を動かさないフェザーモードを採用することように設定いたしました。 なお、施設の稼働によるコウモリ類への影響の予測については、不確実性を伴うため、環境影響評価準備書に記載したとおり、事後調査においてバットストライクの有無を確認し、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、専門家の助言等を得て、状況に応じた更なる効果的な環境保全措置を講じる予定です。
35	9.コウモリ類の事後調査について コウモリ類の事後調査は、「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べること。コウモリの活動量と気象条件は死亡の原因を分析する上で必須である。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没 1 時間前から日の出 1 時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候も記録すること。	環境影響評価準備書に記載のあるコウモリ類の活動量調査は、対象事業実施区域の活動状況を季節別に把握することを目的として実施しております。事後調査では、環境保全措置として導入するフェザーモードの効果の確認を目的として、バットストライクの有無の確認調査を実施いたします。
36	10.コウモリ類の死骸探索調査について コウモリの死骸は小さいため、カラスや中型哺乳類などにより持ち去られて短時間で消失してしまう。コウモリについては最低でも月 4 回以上の死骸探索を行うべきだ。月 1～2 回程度の頻度では、コウモリの事後調査として不適切である。	事後調査では、バットストライクの有無の確認調査(死骸探索調査)を実施いたしますが、調査回数については最新の科学的知見や専門家からの助言等を参考にしながら、必要に応じて適切な調査回数を検討いたします。
37	11.コウモリ類の死骸探索調査について 2 前途の意見について事業者は「生物調査員による事後調査は月 2 回とし、あと 2 回は定期点検のついでにおこなう」と回答するかもしれないが、定期点検をする者と生物調査員とではコウモリ類の死骸発見率が全く異なることが予想される。「コウモリ類の死骸消失率」、「定期点検者と生物調査員、それぞれのコウモリ類の死骸発見率」を調べた上で、「適切な調査頻度を客観的に示す」こと。	事後調査については、最新の科学的知見や専門家からの助言等を参考にしながら、必要に応じて適切な調査回数を検討いたします。なお、確認頻度を増やす観点から、日常の定期点検時においても補足的な確認を行います。

38	12.コウモリ類の死骸探索調査は有資格者が実施すること。 コウモリ類の体は非常に小さく、地面に落ちた死骸は、そう簡単には見つけられない。コウモリ類の死骸探索は、観察力と集中力が必要とされる専門的な調査であり、十分な経験を積んだプロフェッショナル（生物調査員）が実施するべきである。よって、コウモリ類の死骸探索調査については、「すべて」生物分類技能検定1級（哺乳・爬虫・両生類分野）等の有資格者が実施し、「透明性」を確保すること。	事後調査では、バットストライクの有無の確認調査（死骸探索調査）を実施いたしますが、調査体制については最新の知見や専門家からの助言等を参考にしながら、適切な調査体制を検討いたします。
39	13.月2回程度の死骸探索調査など信用できない。 コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている*。仮に月2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。 *平成28年度～平成29年度成果報告書風力発電等導入支援事業環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握Ⅰ報告書）P213.NEDO,2018.	事後調査では、バットストライクの有無の確認調査（死骸探索調査）を実施いたしますが、調査体制については最新の知見や専門家からの助言等を参考にしながら、適切な調査体制を検討いたします。
40	14.事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置し周年調査すること。 事後調査は、毎週1回以上の死骸探索調査のほか、ナセルに自動録音バットディテクターを取り付け、ブレードの回転範囲におけるコウモリ類の活動量を周年調査すること。	環境影響評価準備書に記載のあるコウモリ類の活動量調査は、対象事業実施区域の活動状況を季節別に把握することを目的として実施しております。事後調査では、環境保全措置として導入するフェザーモードの効果の確認を目的として、バットストライクの有無の確認調査（死骸探索調査）を実施いたします。調査体制については最新の知見や有識者の助言を参考にしながら検討いたします。
41	15.意見は要約しないこと。 意見書の内容は、貴社側で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。 事業者見解には、意見書を全文公開すること。	本資料では、ご意見の内容は要約せずに、全文を記載しました。

【別紙 1】日刊新聞による公告

・　令和元年 12 月 4 日（水）付　北海道新聞（朝刊）

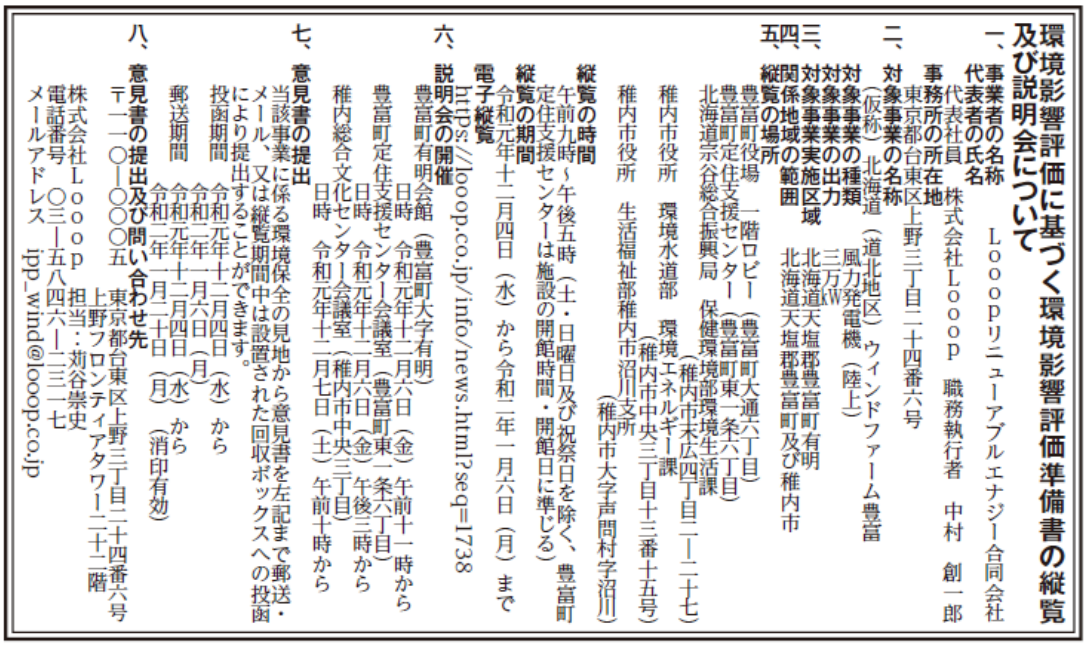

環境影響評価に基づく環境影響評価準備書の縦覧及び説明会について

一、事業者の名称　Ｌｏｏｏｐリニューアブルエナジー合同会社
代表者の氏名　代表社員　株式会社Ｌｏｏｏｐ　職務執行者　中村　創一郎
事務所の所在地　東京都台東区上野三丁目二十四番六号
二、対象事業の名称　（仮称）北海道（道北地区）ウィンドファーム豊富
対象事業の種類　風力発電機（陸上）
対象事業の出力　三万kW
三、対象事業実施区域　北海道天塩郡豊富町有明
四、関係地域の範囲　北海道天塩郡豊富町及び稚内市
五、縦覧の場所　豊富町役場　一階ロビー（豊富町大通六丁目）
豊富町定住支援センター（豊富町東一条六丁目）
北海道宗谷総合振興局　保健環境部環境生活課（稚内市末広四丁目二―二十七）
稚内市役所　環境水道部　環境エネルギー課（稚内市中央三丁目十三番十五号）
稚内市役所　生活福祉部稚内市沼川支所（稚内市大字声問村字沼川）
縦覧の時間　午前九時～午後五時（土・日曜日及び祝祭日を除く、豊富町定住支援センターは施設の開館時間・開館日に準じる）
縦覧の期間　令和元年十二月四日（水）から令和二年一月六日（月）まで
電子縦覧　https://looop.co.jp/info/news.html?seq=1738
六、説明会の開催　豊富町有明公館（豊富町大字有明）
日時　令和元年十二月六日（金）午前十一時から
豊富町定住支援センター会議室（豊富町東一条六丁目）
日時　令和元年十二月六日（金）午後三時から
稚内総合文化センター会議室（稚内市中央三丁目）
日時　令和元年十二月七日（土）午前十時から
七、意見書の提出　当該事業に係る環境保全の見地から意見書を左記まで郵送・メール、又は縦覧期間中は設置された回収ボックスへの投函により提出することができます。
投函期間　令和元年十二月四日（水）から
令和二年一月六日（月）
郵送期間　令和元年十二月四日（水）から
令和二年一月六日（月）（消印有効）
八、意見書の提出及び問い合わせ先　〒一一〇―〇〇〇五　東京都台東区上野三丁目二十四番六号
上野フロンティアタワー二十二階
株式会社Ｌｏｏｏｐ　担当：苅谷崇史
電話番号　〇三―五八四六―二三一七
メールアドレス　ipp_wind@looop.co.jp

・　令和元年 12 月 4 日（水）付　日刊宗谷（朝刊）

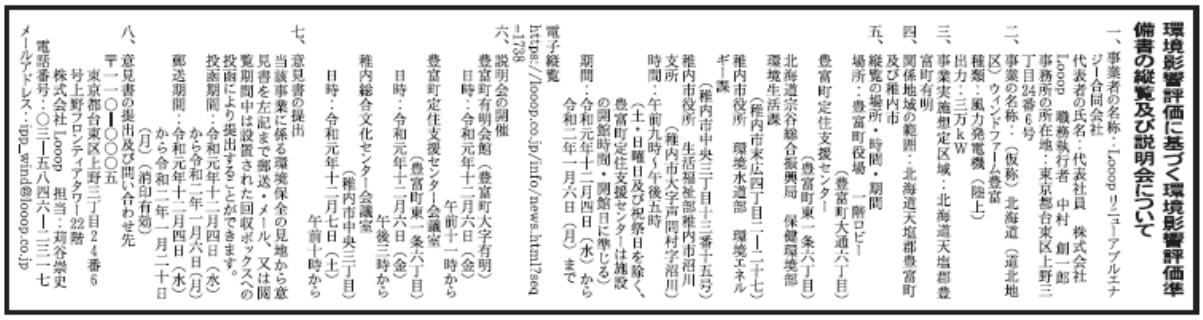

環境影響評価に基づく環境影響評価準備書の縦覧及び説明会について

一、事業者の名称・Looop リニューアブルエナジー合同会社
代表者の氏名・代表社員　株式会社
Looop 職務執行者・中村　創一郎
事務所の所在地・東京都台東区上野三丁目24番6号
二、事業の名称・（仮称）北海道（道北地区）ウィンドファーム豊富
種類・風力発電機（陸上）
出力・三万kW
三、事業実施想定区域・北海道天塩郡豊富町有明
四、関係地域の範囲・北海道天塩郡豊富町及び稚内市
五、縦覧の場所・時間・期間
場所・豊富町役場　一階ロビー（豊富町大通六丁目）
豊富町定住支援センター（豊富町東一条六丁目）
北海道宗谷総合振興局　保健環境部環境生活課（稚内市末広四丁目二―二十七）
稚内市役所　環境水道部　環境エネルギー課（稚内市中央三丁目十三番十五号）
稚内市役所　生活福祉部稚内市沼川支所（稚内市大字声問村字沼川）
時間・午前九時～午後五時（土・日曜日及び祝祭日を除く、豊富町定住支援センターは施設の開館時間・開館日に準じる）
期間・令和元年十二月四日（水）から令和二年一月六日（月）まで
電子縦覧　https://looop.co.jp/info/news.html?seq=1738
六、説明会の開催　豊富町有明公館（豊富町大字有明）
日時・令和元年十二月六日（金）午前十一時から
豊富町定住支援センター会議室（豊富町東一条六丁目）
日時・令和元年十二月六日（金）午後三時から
稚内総合文化センター会議室（稚内市中央三丁目）
日時・令和元年十二月七日（土）午前十時から
七、意見書の提出
当該事業に係る環境保全の見地から意見書を左記まで郵送・メール、又は縦覧期間中は設置された回収ボックスへの投函期間・令和元年十二月四日（水）から令和二年一月六日（月）（消印有効）
郵送期間・令和元年十二月四日（水）から令和二年一月二十日
八、意見書の提出及び問い合わせ先
〒一一〇―〇〇〇五
東京都台東区上野三丁目24番6号上野フロンティアタワー22階
株式会社Looop　担当：苅谷崇史
電話番号：〇三―五八四六―二三一七
メールアドレス：ipp_wind@looop.co.jp

【別紙 2】インターネットによるお知らせ（北海道ホームページ）

北海道

個人情報等を入力するページは
暗号化通信（SSL）により、保護しています。

ホームページの使い方 | サイトマップ | 文字を大きくするには

サイト内検索： カスタム検索 検索

ホーム | 観光 | くらし・医療・福祉 | 環境・まちづくり | 教育・文化 | 産業・経済 | 行政・政策・税

ホーム > 環境生活部 > 環境局環境政策課 > 3-1_アセス図書縦覧情報

いいね！ 23　ツイート

音声で読み上げる

最終更新日：2019年12月04日（水）

◆ 環境影響評価図書縦覧情報 ◆

概ね過去2年間以内に公告された図書に関する縦覧情報を掲載しています。

縦覧期間中の事業については、事業名をクリックすると事業者の電子縦覧ウェブサイトをご覧いただけます。

縦覧期間	区分	事業名	手続段階	関係市町村	事業者
R1/12/4～R2/1/6	法	（仮称）北海道（道北地区）ウィンドファーム豊富	準備書	豊富町、稚内市	Looopリニューアブルエナジー合同会社
R1/11/27～12/26	法	（仮称）北海道ひやま沖洋上風力発電事業	配慮書	せたな町、八雲町、乙部町、江差町、上ノ国町	ユスモエコパワー(株)
R1/11/14～12/13	法	（仮称）宗谷岬風力発電事業 更新計画	方法書	稚内市	(株)ユーラスエナジーホールディングス
R1/10/17～11/18	法	（仮称）えりも岬風力発電所	方法書	えりも町	日本風力開発(株)
R1/9/27～10/16	法	釧路火力発電所建設事業	着手後の事後調査報告書	釧路市、釧路町	(株)釧路火力発電所
R1/9/25～10/24	法	（仮称）川西風力発電事業	評価書	稚内市、豊富町	(株)ユーラスエナジーホールディングス
R1/9/25～10/24	法	（仮称）川南風力発電事業	評価書	稚内市、豊富町	(株)ユーラスエナジーホールディングス
R1/9/25～10/24	法	（仮称）芦川風力発電事業	評価書	稚内市、豊富町	(株)ユーラスエナジーホールディングス
R1/8/30～9/30	法	（仮称）檜山エリア洋上風力発電事業	配慮書	せたな町、八雲町、乙部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町	電源開発(株)
R1/8/29～9/30	法	（仮称）北海道石狩湾沖洋上風力発電事業	配慮書	石狩市、小樽市、札幌市	ユスモエコパワー(株)
R1/7/10～8/9	法	（仮称）えりも町風力発電事業	配慮書	えりも町、様似町	ＪＲ東日本エネルギー開発(株)
R1/6/12～7/11	法	（仮称）上ノ国第二風力発電事業	評価書	上ノ国町	(株)ジェイウインド上ノ国
H31/3/29～5/7	法	（仮称）松前町札前ウィンドファーム事業	配慮書	松前町	エコ・パワー(株)
H31/3/6～4/5	法	（仮称）えりも岬風力発電所	配慮書	えりも町	日本風力開発(株)
H31/2/6～3/6	法	（仮称）えりも風力発電事業	方法書	えりも町	アールイー・パートナーズ(株)
H31/1/21～2/20	法	幌延風力発電事業 更新計画	配慮書	幌延町、天塩町、豊富町	幌延風力発電(株)
H30/12/27～H31/1/25	法	（仮称）江差風力発電事業	準備書	江差町、厚沢部町	江差ウインドパワー(株)
H30/11/28～12/28	法	（仮称）宗谷岬風力発電事業 更新計画	配慮書	稚内市	(株)ユーラスエナジーホールディングス
H30/11/20～12/20	法	（仮称）北海道（道南地区）ウィンドファーム鳥牧	配慮書	鳥牧村、寿都町、黒松内町	三浦電機(株)

【別紙 3】インターネットによるお知らせ（稚内市ホームページ）

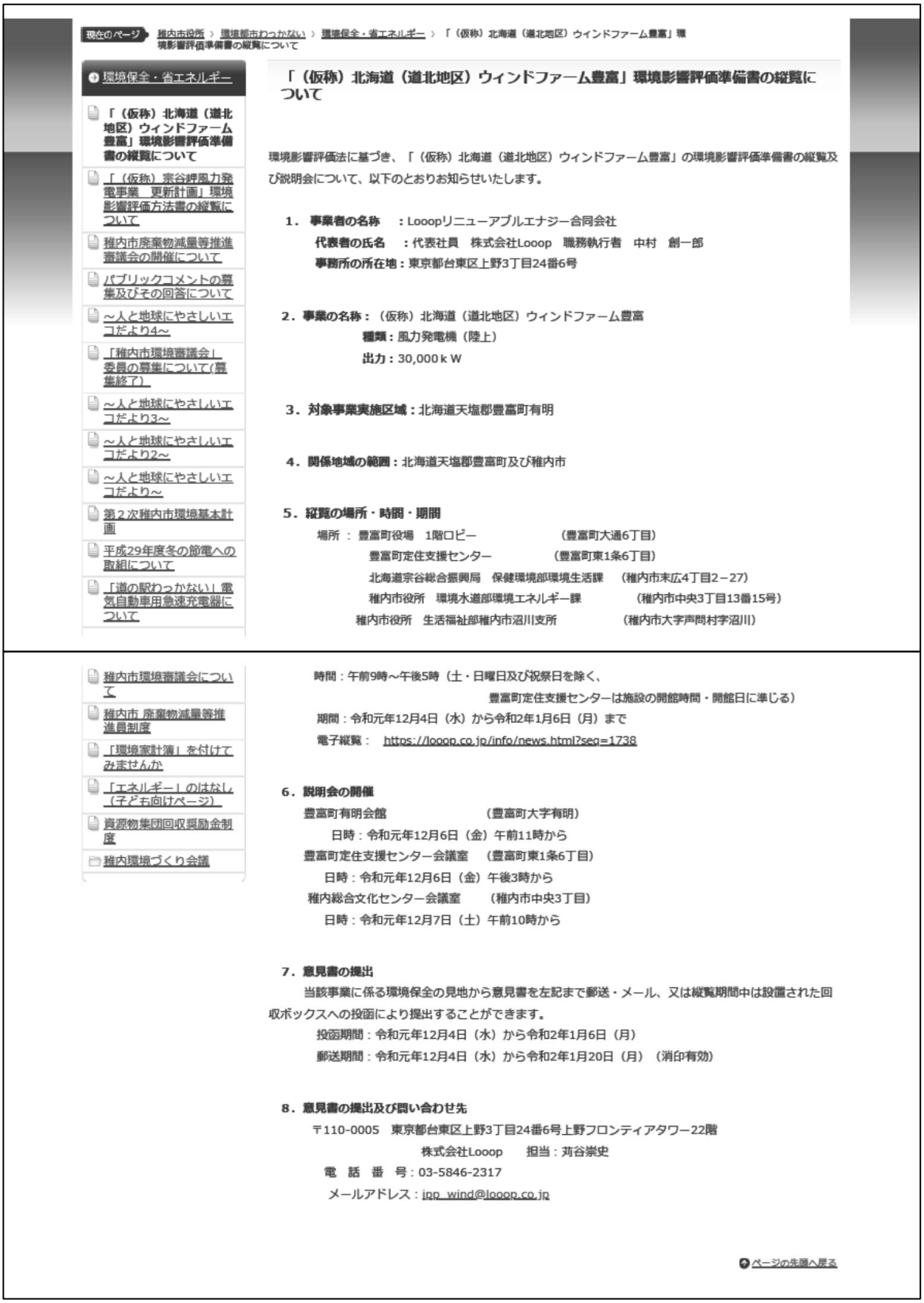

現在のページ　稚内市役所 › 環境都市わっかない › 環境保全・省エネルギー › 「（仮称）北海道（道北地区）ウィンドファーム豊富」環境影響評価準備書の縦覧について

環境保全・省エネルギー

- 「（仮称）北海道（道北地区）ウィンドファーム豊富」環境影響評価準備書の縦覧について
- 「（仮称）宗谷岬風力発電事業　更新計画」環境影響評価方法書の縦覧について
- 稚内市廃棄物減量等推進審議会の開催について
- パブリックコメントの募集及びその回答について
- ～人と地球にやさしいエコだより4～
- 「稚内市環境審議会」委員の募集について(募集終了)
- ～人と地球にやさしいエコだより3～
- ～人と地球にやさしいエコだより2～
- ～人と地球にやさしいエコだより～
- 第２次稚内市環境基本計画
- 平成29年度冬の節電への取組について
- 「道の駅わっかない」電気自動車用急速充電器について
- 稚内市環境審議会について
- 稚内市 廃棄物減量等推進員制度
- 「環境家計簿」を付けてみませんか
- 「エネルギー」のはなし（子ども向けページ）
- 資源物集団回収奨励金制度
- 稚内環境づくり会議

「（仮称）北海道（道北地区）ウィンドファーム豊富」環境影響評価準備書の縦覧について

環境影響評価法に基づき、「（仮称）北海道（道北地区）ウィンドファーム豊富」の環境影響評価準備書の縦覧及び説明会について、以下のとおりお知らせいたします。

1．事業者の名称　：Looopリニューアブルエナジー合同会社
代表者の氏名　：代表社員　株式会社Looop　職務執行者　中村　創一郎
事務所の所在地：東京都台東区上野3丁目24番6号

2．事業の名称：（仮称）北海道（道北地区）ウィンドファーム豊富
種類：風力発電機（陸上）
出力：30,000ｋW

3．対象事業実施区域：北海道天塩郡豊富町有明

4．関係地域の範囲：北海道天塩郡豊富町及び稚内市

5．縦覧の場所・時間・期間
場所：豊富町役場　1階ロビー　（豊富町大通6丁目）
豊富町定住支援センター　（豊富町東1条6丁目）
北海道宗谷総合振興局　保健環境部環境生活課　（稚内市末広4丁目2－27）
稚内市役所　環境水道部環境エネルギー課　（稚内市中央3丁目13番15号）
稚内市役所　生活福祉部稚内市沼川支所　（稚内市大字声問村字沼川）
時間：午前9時～午後5時（土・日曜日及び祝祭日を除く、豊富町定住支援センターは施設の開館時間・開館日に準じる）
期間：令和元年12月4日（水）から令和2年1月6日（月）まで
電子縦覧：　https://looop.co.jp/info/news.html?seq=1738

6．説明会の開催
豊富町有明会館　（豊富町大字有明）
日時：令和元年12月6日（金）午前11時から
豊富町定住支援センター会議室　（豊富町東1条6丁目）
日時：令和元年12月6日（金）午後3時から
稚内総合文化センター会議室　（稚内市中央3丁目）
日時：令和元年12月7日（土）午前10時から

7．意見書の提出
当該事業に係る環境保全の見地から意見書を左記まで郵送・メール、又は縦覧期間中は設置された回収ボックスへの投函により提出することができます。
投函期間：令和元年12月4日（水）から令和2年1月6日（月）
郵送期間：令和元年12月4日（水）から令和2年1月20日（月）（消印有効）

8．意見書の提出及び問い合わせ先
〒110-0005　東京都台東区上野3丁目24番6号上野フロンティアタワー22階
株式会社Looop　担当：苅谷崇史
電　話　番　号：03-5846-2317
メールアドレス：jpp_wind@looop.co.jp

ページの先頭へ戻る

【別紙 4】インターネットによるお知らせ（豊富町ホームページ）

北海道 豊富町
HOKKAIDO TOYOTOMI TOWN

ホーム | 各課の窓口 | 商工観光課 | 鉱山保安係 | 環境影響評価に基づく環境影響評価準備書の縦覧及び説明会について

環境影響評価に基づく環境影響評価準備書の縦覧及び説明会について

1. 代表者の名称等

代表者の名称：Looopリニューアブルエナジー合同会社
代表者の氏名：代表社員　株式会社Looop　職務執行者　中村　創一郎
事務所の所在：東京都台東区上野三丁目24番6号

2. 事業の名称等

事業の名称：（仮称）北海道（道北地区）ウィンドファーム豊富
種類：風力発電所（陸上）
出力：30，000kW

3. 対象事業実施区域

北海道天塩郡豊富町有明

4. 関係地域の範囲

北海道天塩郡豊富町及び稚内市

5. 縦覧の場所・時間・期間

場所：豊富町役場　一階ロビー（豊富町大通6丁目）
　　　豊富町定住支援センター（豊富町東1条6丁目）
時間：午前9時～午後5時
　　　（土・日曜日及び祝祭日を除く、豊富町定住支援センターは施設の開館時間・開館日に準じる）
期間：令和元年12月4日（水曜日）から令和2年1月6日（月曜日）まで

6. 電子縦覧

https://looop.co.jp/info/news.html?seq=1738

7. 説明会の開催

豊富町有明会館（豊富町大字有明）
日時：令和元年12月6日（金曜日）午前11時から
豊富町定住支援センター会議室　（豊富町東1条6丁目）
日時：令和元年12月6日（金曜日）午後3時から

8. 意見書の提出

当該事業に係る環境保全の見地から意見書を左記まで郵送・メール、又は縦覧期間中は設置された回収ボックスへの投函により提出することができます。
投函期間…令和元年12月4日（水曜日）から令和2年1月6日（月曜日）
郵送期間…令和元年12月4日（水曜日）から令和2年1月20日（月曜日）（消印有効）

9. 意見書の提出及び問い合わせ先

〒110―0005　東京都台東区上野三丁目24番6号上野フロンティアタワー22階
株式会社Looop　担当…苅谷幸史
電話番号…03―5846―2317

lpp_wind@looop.co.jp

お問い合せ・担当窓口

商工観光課 鉱山保安係

- 住所：郵便番号098-4110 北海道天塩郡豊富町大通6丁目
- 電話番号：0162-82-1001（内線 254番）
- ファクシミリ：0162-82-2806
- メール：syoukoukankouka@town.toyotomi.hokkaido.jp

情報発信元：商工観光課 鉱山保安係　　最終更新日：2019年12月04日
電話番号：0162-82-1001（内線 254番）　ファクシミリ：0162-82-2806　メール：syoukoukankouka@town.toyotomi.hokkaido.jp

商工観光課／鉱山保安係
環境影響評価に基づく環境影響評価準備書の縦覧及び説明会について | 北海道ガス株式会社様との連携協定の締結 |
豊富町風力発電施設設置に係るガイドラインの制定について | 一村一炭素おとし事業計画について | 天然ガスコージェネレーションシステムが完成 |

　© 2015 TOWN TOYOTOMI

【別紙 5】インターネットによるお知らせ（株式会社 Looop ホームページ）

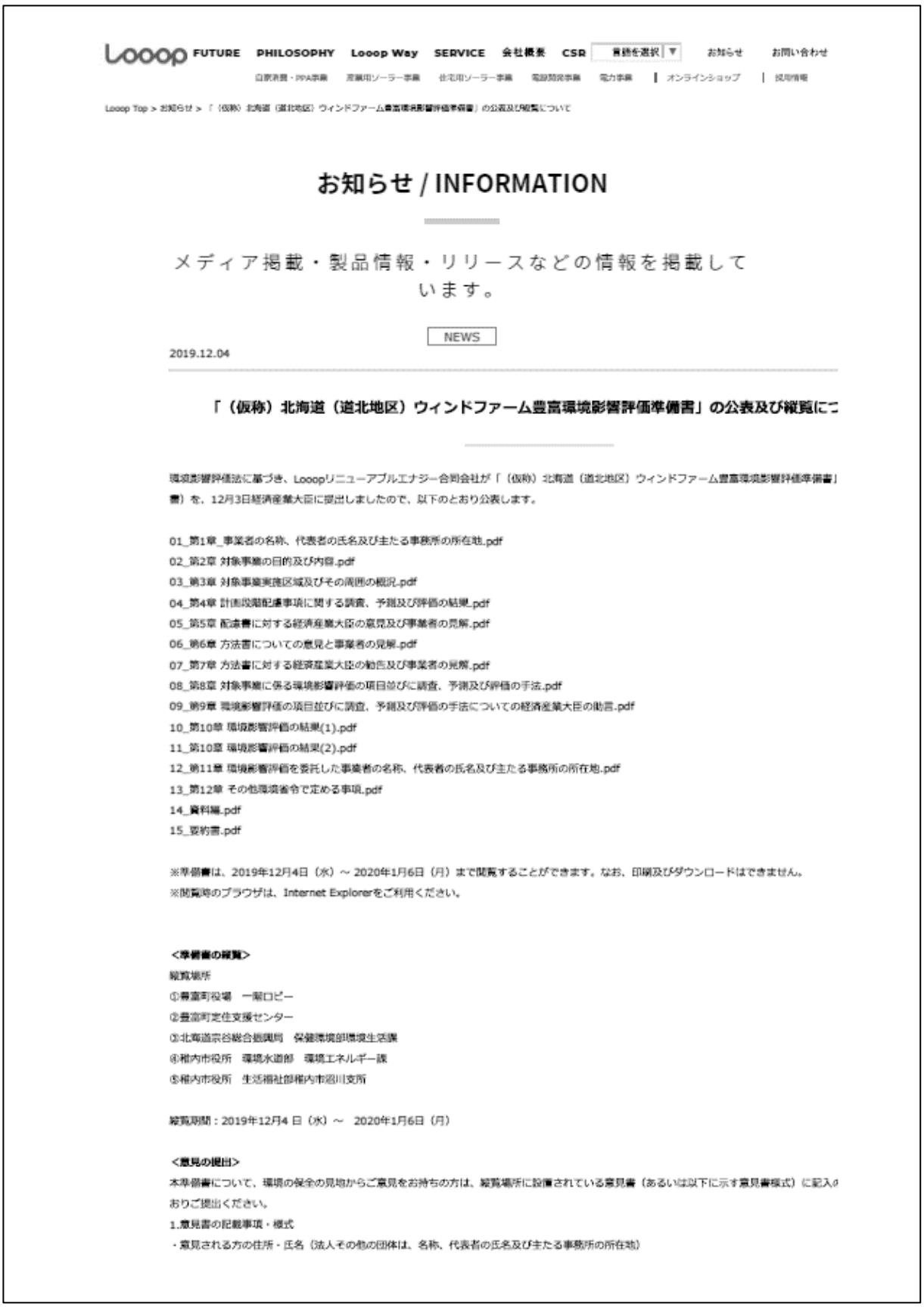

Looop FUTURE PHILOSOPHY Looop Way SERVICE 会社概要 CSR 言語を選択 お知らせ お問い合わせ

自家消費・PPA事業 産業用ソーラー事業 住宅用ソーラー事業 電設開発事業 電力事業 | オンラインショップ | 採用情報

Looop Top > お知らせ > 「（仮称）北海道（道北地区）ウィンドファーム豊富環境影響評価準備書」の公表及び縦覧について

お知らせ / INFORMATION

メディア掲載・製品情報・リリースなどの情報を掲載しています。

NEWS

2019.12.04

「（仮称）北海道（道北地区）ウィンドファーム豊富環境影響評価準備書」の公表及び縦覧につ

環境影響評価法に基づき、Looopリニューアブルエナジー合同会社が「（仮称）北海道（道北地区）ウィンドファーム豊富環境影響評価準備書」書）を、12月3日経済産業大臣に提出しましたので、以下のとおり公表します。

01_第1章_事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地.pdf
02_第2章 対象事業の目的及び内容.pdf
03_第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況.pdf
04_第4章 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果.pdf
05_第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解.pdf
06_第6章 方法書についての意見と事業者の見解.pdf
07_第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告及び事業者の見解.pdf
08_第8章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法.pdf
09_第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言.pdf
10_第10章 環境影響評価の結果(1).pdf
11_第10章 環境影響評価の結果(2).pdf
12_第11章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地.pdf
13_第12章 その他環境省令で定める事項.pdf
14_資料編.pdf
15_要約書.pdf

※準備書は、2019年12月4日（水）～ 2020年1月6日（月）まで閲覧することができます。なお、印刷及びダウンロードはできません。
※閲覧時のブラウザは、Internet Explorerをご利用ください。

<準備書の縦覧>

縦覧場所
①豊富町役場　一階ロビー
②豊富町定住支援センター
③北海道宗谷総合振興局　保健環境部環境生活課
④稚内市役所　環境水道部　環境エネルギー課
⑤稚内市役所　生活福祉部稚内市沼川支所

縦覧期間：2019年12月4 日（水）～　2020年1月6日（月）

<意見の提出>

本準備書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、縦覧場所に設置されている意見書（あるいは以下に示す意見書様式）に記入のおりご提出ください。

1.意見書の記載事項・様式
・意見される方の住所・氏名（法人その他の団体は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

・準備書について環境の保全の見地から意見内容及びその理由
・住所、氏名、対象準備書の名称、意見内容及びその理由を記入していれば、準備書に対する意見書の形態を problem しなくても結構です。
・また、電子メールでも受け付けます。（ipp_wind@looop.co.jp）

様式ダウンロードはこちらから
意見書様式

2.意見書の提出期限
投函期間：2019年12月4日（水）～2020年1月6日（月）
郵送期間：2019年12月4日（水）～2020年1月20日（月）（消印有効）

3. 意見書の提出先
〒100-0004 東京都台東区上野三丁目24番6号　上野フロンティアタワー22階
株式会社Looop　井谷　崇史　宛
メールアドレス：ipp_wind@looop.co.jp

<準備書の説明会>
準備書の説明会を以下により開催いたします。
・豊富町有明会館（北海道豊富町大字有明）
　2019年12月6日（金）11時から
・豊富町定住支援センター（北海道豊富町字豊富東一条6丁目）
　2019年12月6日（金）15時から
・稚内総合文化センター（北海道稚内市中央三丁目）
　2019年12月7日（土）10時から

【本件に関するお問い合わせ先】
〒100-0004 東京都台東区上野三丁目24番6号　上野フロンティアタワー22階
株式会社Looop　井谷　崇史　宛
TEL：03-5846-2317（平日9:00～18:00）
メールアドレス：ipp_wind@looop.co.jp

← お知らせ一覧へ

© Looop Inc ALL RIGHTS RESERVED.

【別紙 6】記入用紙

「(仮称)北海道（道北地区）ウィンドファーム豊富　環境影響評価準備書」
ご 意 見 記 入 用 紙

「(仮称)北海道（道北地区）ウィンドファーム豊富　環境影響評価準備書」について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項を記入のうえ、意見書箱に投函又は郵送・メールで提出してください。

【意見書の提出期限】　投函期間：2019 年 12 月 4 日（水）～2020 年 1 月 6 日（月）
郵送期間：2019 年 12 月 4 日（水）～2020 年 1 月 20 日（月）（消印有効）

「(仮称)北海道（道北地区）ウィンドファーム豊富」に対する意見書

令和　　年　　月　　日

お　名　前
法人その他の団体にあっては、
法人名・団体名、代表者に氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

ご　住　所
法人その他団体にあっては、
主たる事務所の所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿

環境影響評価法の規定に基づき、環境の保全の見地から次のとおり意見を述べる。

ご 記 入 欄 （日本語により意見の理由を含めて記載してください。）

注：なお、ご記入頂いた情報は、個人情報保護の重要性を十分に認識し、適正に取り扱うことと致します。
また、環境影響評価法に基づく手続きのみに使用し、他の目的に使用することはございません。